

住宅宿泊事業（以下「民泊」という。）を行う場合には、水質汚濁防止法の届出等が必要な場合があります！

届出等が必要な方

- ①民泊施設の設置者が河川等に排水する場合
→民泊施設の設置者
- ②民泊施設からの排水を別の者が設置する浄化槽等から排水する場合（マンションの1室が民泊施設である場合の管理組合等）
→浄化槽等の設置者

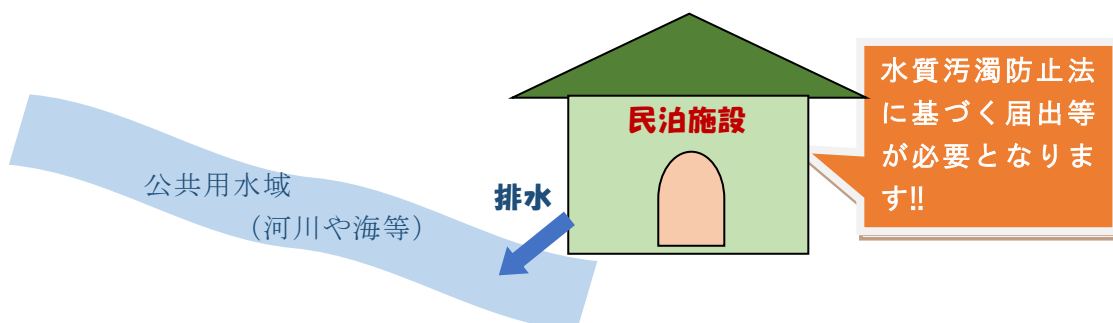
- 住宅宿泊事業法が平成 30 年 6 月 15 日から施行（事前届出は平成 30 年 3 月 15 日から受付開始）されます。
これに伴い、民泊の用に供する台所・浴室等が新たに水質汚濁防止法（以下「法」という。）の特定施設に該当することとなります。
また、民泊施設からの排水を、民泊施設を設置する者以外の者が処理する場合、その処理施設が特定施設に該当することとなります。
- これらの特定施設に該当する場合で、側溝等から公共用水域（河川や海等）に排水する場合には、次の届出等が必要になりますので、施設所在地を管轄する県保健福祉環境事務所（施設所在地が北九州市、福岡市及び久留米市の場合は、各市）へ事前にご相談ください。

【民泊を行う場合に該当する特定施設】

- 1 旅館業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
（水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）別表第一 第 66 号の 3）
- 2 特定事業場（特定施設を設置する事業場）から排出される水の処理施設
（施行令別表第一 第 74 号）

【必要な届出等】

- 1 平成 30 年 3 月 15 日～平成 30 年 6 月 14 日に住宅宿泊事業届出書の事前届出を行った場合
→ 平成 30 年 7 月 17 日までに管轄の保健福祉環境事務所環境（指導）課へ特定施設使用届出書を提出してください。
- 2 平成 30 年 6 月 15 日以降に住宅宿泊事業届出書を提出する場合
→ 設置工事に着手する 60 日前までに管轄の保健福祉環境事務所環境（指導）課へ特定施設設置届出書を提出してください。
※行橋市、豊前市、京都郡、築上郡及び田川郡の一部では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可が必要な場合があります。



○ 届出・問合せ窓口

工場・事業場の所在地	窓 口	電話番号	所在地
		FAX番号	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川町	筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課	092-513-5612	〒816-0943 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内
		092-513-5586	
古賀市* ¹⁾ 、糟屋郡* ¹⁾ 、中間市* ²⁾ 、宗像市* ²⁾ 、福津市* ²⁾ 、遠賀郡* ²⁾	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課 環境指導第一係(*1) 環境指導第二係(*2)	0940-36-6322 (*1~2 共通)	〒811-3436 宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎内
		0940-36-2592 (*1~2 共通)	
直方市* ¹⁾ 、宮若市* ¹⁾ 、鞍手郡* ¹⁾ 、飯塚市* ²⁾ 、嘉麻市* ²⁾ 、桂川町* ²⁾ 、田川市* ³⁾ 、田川郡* ³⁾	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課 環境指導第一係(*1) 環境指導第二係(*2) 環境指導第三係(*3)	0948-21-4812(*1) 0948-21-4813(*2) 0948-21-4814(*3)	〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎 別館2階
		0948-23-4162 (*1~3 に共通)	
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、大刀洗町	北筑後保健福祉環境事務所 環境課環境指導係(久留米分庁舎)	0942-30-1058	〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎内
		0942-37-1973	
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課(八女分庁舎)	0943-22-6964	〒834-0063 八女市本村字深町 25 八女総合庁舎内
		0943-23-7424	
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	環境課環境指導係	0930-23-2380	〒824-0005 行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎内
		0930-23-4880	
大牟田市	大牟田市環境部環境保全課	0944-41-2721	〒836-8666 大牟田市有明町 2-3
		0944-41-2722	
(問い合わせのみ)	福岡県環境部環境保全課水質係	092-643-3359	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
		092-643-3357	